

税務課よりお知らせ

この機会に自己資産をチェック！
固定資産課税台帳で確認を

閲覧・縦覧制度は、ご自分の固定資産税・都市計画税の課税内容の確認、他の土地や家屋との価格を比較して自分の資産価格が適当であるかを判断できる機会です。

次の日程で行いますので、この機会に自己資産をご確認ください。台帳を確認いただき疑問や不明な点がありましたらお尋ねください。

■無料閲覧・縦覧期間
 4月1日(月)

～5月31日(金)
 8時30分～17時15分
 (土、日、祝日は除く)

■閲覧・縦覧場所
 税務課固定資産税担当窓口

◆閲覧制度とは

納税義務者等が自己の固定資産課税台帳を見ることのできる制度です。

- ・期間 閲覧はいつでも可
- ・手数料 前記期間は無料
 (通常は1件3000円の手数料がかかります。)

・閲覧対象者 納税義務者、所有者、借地借家人
 ※代理人として閲覧する場合は閲覧対象者の委任状が必要です。
 ※借地借家人またはその代理人が閲覧する場合は、契約書等の権利関係を示す書面が併せて必要です。

◆縦覧制度とは

固定資産税の納税者が自己の所有する土地や家屋の評価額と、他の土地や家屋の評価額を比較することにより、評価額が適正であるかを確認できる制度です。

- ・縦覧期間 上記期間のみ
- ・手数料 無料
- ・対象者 固定資産税の納税者
 ※代理人として縦覧する場合は、縦覧対象者の委任状が必要です。

■お問い合わせ

税務課固定資産税担当
 (内線156～158)

4月1日まで

軽自動車等の廃車・名義変更の手続きを

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者に課税されます。

軽自動車等を売ったり、譲ったり、廃車にしたときは必ず所定の手続きをしてください。また、転出や転入をしたときも早めに手続きを行ってください。

■4月1日までに手続きを

4月1日までに廃車の手続きをすると、新年度(平成25年度)分からの軽自動車税はかかりません。また、他人に譲ったときの名義変更手続きも4月1日までにすると、新年度分の税金は前の所有者にはかかりません。

申告がお済みでない方はご注意ください！

平成24年分の申告と納税の期限は次のとおりです。

- ・市県民税の申告期限
 3月15日(金)
- ・所得税の確定申告と納税の期限
 3月15日(金)
- ・贈与税の申告と納税の期限
 3月15日(金)

変更の手続きをしても、軽自動車税は月割り制度がありませんので、その年度の税金をお返しできませんのでご注意ください。

■お問い合わせ・手続き先

車両の種類ごとに、次のとおり手続き場所が異なりますのでご注意ください。

■軽自動車、軽二輪車

山梨県軽自動車協会
 ☎055126217548

■小型一輪

山梨運輸支局
 ☎0501554012039

■原動機付自転車、ミニカー

1、小型特殊自動車
 市税務課市民税担当
 (内線153～155)

・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税の期限
 4月1日(月)

■お問い合わせ

*税務課市民税担当
 (内線153～155)
 *甲府税務署
 ☎055125416105

市職員(看護師・診療放射線技師)を募集

*詳細は、市ホームページに掲載及び政策秘書課、市立病院事務局で配布しています『市職員(看護師・診療放射線技師)採用試験案内』をご覧ください。



採用職種	試験区分	採用者数	採用日	申込受付	試験日	申込資格要件等
看護師		5名程度	5月1日(水)	3月4日(金)～ 3月19日(火)	4月5日(金)	看護師免許を有する人(試験日時点で有する見込の人を含む)
診療放射線技師	短大卒業程度	1名			1次試験 4月6日(土) 2次試験 4月12日(金)	診療放射線技師免許を有する人(1次試験日時点で有する見込の人を含む)

■お問い合わせ 政策秘書課政策人事担当 (内線325・326)